

令和3年第4回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

令和3年4月19日（月）午後2時

2 閉会日時

令和3年4月19日（月）午後2時12分

3 会議開催の場所

教育研修センター 5階 大研修室

4 出席者

- (1) 教 育 長 成 田 一 二 三
- (2) 教育長職務代理者 佐 藤 克 則
- (3) 委 員 齋 藤 誠 子
- (4) 委 員 池 田 享 誉
- (5) 委 員 大 嶋 憲 通
- (6) 委 員 土 岐 志 麻

5 事務局出席職員

- (1) 教 育 部 長 小 野 正 貴
- (2) 教 育 次 長 大久保 綾 子
- (3) 総 務 課 長 金 澤 敦
- (4) 文化学習活動推進課長 杉 山 潔
- (5) 指 導 課 長 角 田 毅

6 会議に付議された案件

(1) 議案

議案第20号 青森市社会教育委員の委嘱について (文化学習活動推進課)

議案第21号 青森市いじめ防止基本方針の改定について (指導課)

(2) 報告

①寄附採納について (教育委員会事務局総務課)

7 会議録署名委員

- (1) 大 嶋 憲 通
- (2) 佐 藤 克 則

8 会議の概要

午後2時に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議録署名委員を前項7のとおり指名する。

初めに、議案第20号及び議案第21号の計2件について審議し、両案については、いずれも全員異議なく原案のとおり決定した。

次に、1件の事案を報告した後、その他として、教育委員からの発言があり、午後2時

12分に閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

○成田教育長

それでは、議事に入ります。

今回の審議案件は2件となっております。

初めに、議案第20号「青森市社会教育委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第20号「青森市社会教育委員の委嘱について」御説明申し上げます。

議案と併せて附属資料を御覧いただきたいと思えます。

本市社会教育委員につきましては、令和2年第10回教育委員会定例会におきまして御議決を賜り、10名の方々に御就任いただいておりますが、学校教育の関係者といたしまして、青森市小学校長会からの推薦により委嘱いたしました手塚理香子氏が、本年3月31日付で辞任いたしました。これに伴い、その後任といたしまして、同会からの推薦により、米田学氏への委嘱を御提案するものであります。

なお、米田氏の任期につきましては、青森市社会教育委員条例第5条第1項の規定により、前任者の残任期間となりますので、本日御議決いただければ、令和3年4月20日から令和4年11月20日までとなります。

以上、御説明申し上げますが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしく願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第20号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第20号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第21号「青森市いじめ防止基本方針の改定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第21号「青森市いじめ防止基本方針の改定について」御説明申し上げます。

それでは、本方針の改定概要をまとめました附属資料1を御覧いただきたいと思えます。

まず、改定の経緯についてであります。青森市いじめ防止基本方針——以下、市の基本方針と申し上げます——につきましては、平成29年3月に国が策定いたしました、いじめ防止等のための基本的な方針が改定され、また、平成29年10月には青森県教育委員会——以下、県教委と申し上げます——が策定いたしました、青森県いじめ防止基本方針が改定されましたが、当時、青森市いじめ防止対策審議会——以下、審議会と申し上げます——が、いじめ事案の調査中でありました。

今般、本年2月までの、審議会における市の基本方針の審議を経て、平成30年8月に審議会から答申されました報告書の提言を踏まえ、国や県教委が定めます、

いじめに関する用語や定義等を整備するため、市の基本方針を改定するものであります。

次に、主な改定内容についてであります。1つには、国・県に倣いましたいじめに関する用語の整備といたしまして、「いじめられた」「いじめた」という文言を「いじめを受けた」「いじめを行った」という文言に改めました。2つには、教育委員会が行うことといたしまして、いじめ防止等のための基本的な方針、青森県いじめ防止基本方針及び審議会が作成いたしました報告書等を踏まえて、各学校が行ういじめ防止等対策がより実効的なものになるよう指導助言を行うことを追加いたしました。3つには、国・県に倣いましたいじめの定義といたしまして、けんかにつきましても、いじめに該当するか否かを判断することや、いじめの解消は、少なくとも3か月は行為がやんでおり、かつ、心身の苦痛を感じていないことをもって判断すること、また、いじめという言葉を使わない柔軟な対処も可能であること等を追加いたしました。4つには、平成29年に国が重大事態への対処について作成いたしましたいじめの重大事態の調査に関するガイドライン等により適切に対応することや、重大事態の申立てに対し、調査をせず、重大事態ではないと断言しないことを追加いたしました。

なお、改定内容の詳細につきましては、本方針の新旧対照表としてまとめてあります附属資料2を御覧いただければと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第21号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第21号については原案のとおり決定することといたします。

(2) 報告

○成田教育長

次に、報告事項に入ります。

今回の報告事項は1件となっております。

それでは、報告1「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

令和3年3月にあった寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の資料「寄附採納一覧（令和3年3月1日～3月31日）」を御覧ください。

1ページ及び2ページは、小学校における寄附採納となっております。

青森市立造道小学校令和2年度卒業生一同様から造道小学校に対し、クロームキャストなど、19校に対し35件の寄贈申出があったほか、全小学校に対し、大山知希様から絵合わせカードゲーム「あおもりアッテラ!」、株式会社青森テレビ様から防犯ブザーの寄贈申出があり、受領いたしました。

続きまして、3ページ及び4ページは、中学校における寄附採納となっております。

青森市立浪打中学校令和2年度卒業生一同様から浪打中学校に対し、液晶プロジェクターなど、12校に対し29件の寄贈申出があり、受領いたしました。

また、全小・中学校に対して、第一生命保険株式会社青森支社青森オフィス、東部営業オフィス及び新青森営業オフィス様から除菌消毒液、市民図書館に対して、国際ソロプチミスト青森様から児童用図書、青森商工会議所青年部様から絵本の寄贈申出があり、受領いたしました。

詳細につきましては、資料記載のとおりであります。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

(3) その他

○成田教育長

その他、本日の案件以外に教育委員の皆様から何かありましたら、御発言ください。

○斎藤委員

新年度が始まりまして、最近、青森市内では、コロナの感染がとどまることを知らず、どんどん増えていっております。

それで、各学校の先生方は、それぞれきちんと細かいところまで気を使って指示を出してくださっているとは思いますが、これから連休にも入りますので、児童・生徒の皆さんのみならず、教職員、学校に関わっている関係者の方々にも報道のことやいろいろなことを御指導していただくとともに、慎重に対応していただけるように、教育委員会のほうから一言声がけをしていただければと思い、意見として述べさせていただきました。

○指導課長

教育委員会では、現在、各小・中学校の校長先生とオンラインで面談を行っております。各学校においてまとめているコロナ対応について全て確認しておりますが、どの学校もかなり気を使って、慎重に対応しているということが分かります。教育委員会といたしましては、引き続き注意喚起も含め、指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

○成田教育長

そのほか、委員の皆様から御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、事務局から何かありますか。

～ なし ～

○成田教育長

これにて本日予定していた議案の審議等は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年第4回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

令和3年4月19日開催の令和3年第4回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

令和3年5月14日

書記 横内 智 徳

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

令和3年5月14日

署名委員 大 嶋 憲 通

署名委員 佐 藤 克 則